

<研究ノート>

「中小企業の会計」の統合化と会計基準の権威

西川 登

目次

はじめに

- 1 これまでの政府・中小企業関連団体の取組
- 2 金融機関における対応
- 3 中小企業経営者の意識
- 4 会計指針と会計基準の意味
- 5 企業会計原則・企業会計基準の法的規範性と権威
- 6 「中小企業の会計」の統合化への背景と確認事項

おわりに

はじめに

新聞・雑誌等の報道で周知のように、本年（2005年）3月23日に、日本公認会計士協会（以下、会計士協会と略記）、日本税理士会連合会（以下、日税連）、日本商工会議所、および企業会計基準委員会の4者が「『中小企業の会計』の統合に向けた検討委員会」を設置した。これは、今国会で成立した「会社法」の中に会計参与制度が新設されるので、「会計参与が拠るべき会計に資することを目的として」、中小企業庁、日税連、および会計士協会がそれぞれ既に発表していた中小企業・中小会社の会計のあり方に関する3つの「報告書の統合化の作業を行う」委員会である（日本公認会計士協会他、2005、1頁）。この委員会が設置された理由は、先に、中小企業庁が2002年6月に中小企業の会計の質向上に向けて「中小企業の会計」を発表し、これを踏まえ、日税連と会計士協会とが同様の指針・基準を相次いで公表していたが、「これらの資料が併存することが却ってわかりにくいとの指摘が出て」（中小企業庁、2005、1頁）いたので、これら3つの会計指針等を統一するためである。

以前に本誌『商経論叢』第39巻第2号に掲載の拙稿（西川、2003）で、これら3つの会計指針等、すなわち、中小企業庁、日税連、および会計士協会が公表した「中小企業の会計」、「中小会社会計基準」、および「中小会社の会計あり方に関する研究報告」の3つの策定の趣旨や背景と、それぞれの指針・基準の考え方や概要について述べた。本ノートでは、その後、今回の統合化に至るまでの経緯や今後の課題等を整理しておきたい。

1 これまでの政府・中小企業関連団体の取組

中小企業庁では、2002年6月に「中小企業の会計」を取り纏めた後、この指針を普及・定着させて中小企業の会計の質向上を図っていくために、1)「中小企業の会計」の適時の改訂、2)経営者の理解の深化、3)中小企業の会計をチェックするサービスの発展、4)金融機関等によるインセンティブの構築、5)制度面での環境整備といった諸施策を計画した(中小企業政策審議会, 2003, 11-14頁)。そして、2003年9月にパンフレット「中小企業の会計35問35答」を作成して、中小企業団体や税理士会、中小企業診断士等を通じ、約38万部を配布した。2004年7月に、「中小企業の会計」の固定資産に関する規定を改定して、「固定資産の減損に係る会計基準」の中小企業への適用は、「その採用を義務とする必要はない」旨を加えた(中小企業政策審議会, 2003, 21頁)。この改定規定と財務分析に関する説明とを追加した改訂版パンフレット「中小企業の会計38問38答改訂版」約40万部を配布することにしたという(中小企業庁, 2004 d, 1頁)。

中小企業庁の2004年の公表物によると、上記パンフレット等を活用した中小企業経営者や経営指導員等への「中小企業の会計」に関するセミナー等が開催されてきた。その主なものとしては、①独立行政法人中小企業基盤整備機構の中小企業大学校における研修と②商工会議所・商工会等におけるセミナー等が挙げられる。中小企業大学校では2004年度において、中小企業者向けの研修として52コース1,383名、中小企業支援担当者等向け52コース1,774名の研修を実施または予定し、参考資料または教材として上記パンフレットを使用しているという。商工会議所・商工会等でも「中小企業の会計」についての経営者向けのセミナーや勉強会が実施されてる他に、経営指導員の巡回の際のパンフレット配布、商工会議所・商工会等の窓口へのパンフレット常備等、「中小企業の会計」の普及に努めているという(中小企業庁, 2004 d, 1-2頁)。

2003年11月に纏められた中小企業政策審議会企業制度部会報告では、企業会計基準と税法との乖離は、「完全に解消することは困難であることも事実である。しかしながら、税務が中小企業の会計処理に大きな影響を与えているという実態にかんがみれば、『中小企業の会計』において現行の実務に配慮した会計のあり方を示すのみならず、税制の面においても改善しうる点があるかどうかを検討し、対応していくことが必要である」と述べている(中小企業政策審議会, 2003, 14頁)。この方針に基づいて、中小企業庁は、「平成16年度税制改正において、欠損金の繰越期間を現行の5年から7年に延長するように要望し」(中小企業政策審議会, 2003, 5頁)、この延長は周知のように実現した。

日税連は、2002年12月に既述の「中小会社会計基準」を発表した後、翌年3月に「中小会社会計基準適用に関するチェックリスト」を公表し(日本税理士会連合会, 2003)、傘下の15の税理士会に当該チェックリストの活用を指示する一方で、当該チェックリストを活用した無担保融資商品の開発を金融機関に促した。日税連提携または各税理士会提携の無担保融資は、2003年8

月に取扱が開始された三井住友銀行のクライアントサポートローンを皮切に、2005年3月7日時点で42金融機関44商品に拡大している（日本税理士会連合会、2004、同、2005参照）。

会計士協会は、2003年6月に既述の「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」（日本公認会計士協会、2003）の公表後、2004年2月に、「中小企業金融円滑化のための施策に向けての提言（中間報告）」を公表する一方で（日本公認会計士協会、2004a）、同時に「企業の総合力評価チェックリスト」と「財務諸表の様式および記載内容のチェックリスト」とを、中小企業経営者や金融機関が活用することを期待して提供した（日本公認会計士協会、2004b、2004c）。

2 金融機関における対応

前述のように、日税連の努力により「中小会社会計基準適用に関するチェックリスト」を活用した金融商品が広がっている。その一方で、金融庁が2003年3月に発表した「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」によれば、金融庁は、「中小企業庁において『中小企業の会計に関する研究会報告書』（平成14年6月）が取りまとめられていること等を踏まえ、各金融機関に対し、財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの設備に向けた取組みを期待する」とした（金融庁、2003、4-5頁）。

これを受けて、各金融機関は、平成15~16年度の「集中改善期間」における実績を2004年8月に金融庁に報告している。金融庁が公表した「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラムの進捗状況について（平成15年度~16年度上半期）」では、財務諸表が相対的高精度の中小企業への融資について、次のように述べている。

「財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対し金利や担保・保証等の面で優遇を行う等の融資プログラムの整備を図るため、外部機関と連携した融資商品の開発・強化や独自の新商品の開発に取り組んでおり、5割を超える銀行が外部機関との連携により、銀行の約3割が独自に、新商品開発・強化を行っている。こうしたなか、当該融資商品による融資実績は大幅に増加している。（参考）当該商品による融資 24,542件、2,671億円（8,893件、982億円）」（金融庁、2004、8頁。（ ）内も原文のまま。参考数値は、平成15年度以降16年度上半期までの実績。

（ ）書きの数値は平成15年度実績）。

この報告書に添付された「資料2」によれば、外部機関との連携による融資商品の開発をした金融機関は、地銀65行のうち42行、第二地銀49行のうち17行、信金303金庫のうち69金庫、信組131組合のうち2組合、独自の新商品開発した機関は、それぞれ20行、14行、52金庫、14組合となっている（金融庁、2004、資料2、第4表）。

3 中小企業経営者の意識

中小企業経営者には会計情報の重要性に対する認識が乏しい人が多いといわれる（中小企業庁、2003a、4、15、21頁、2003b、3頁、2004f、6、11頁、山形健介、2005）。たとえば、中小企業庁

「中小企業金融の現状」でも、「中小企業の信用リスクを把握する上で問題はないとする金融機関は、ほとんどなく、中小企業向け貸出しの難しさがうかがえる。その問題点としては『開示される情報が少ない』、『決算書に信頼が置けない』という項目が目立つ」と指摘している（中小企業庁, 2003a, 4頁）。

それでは、当の中小企業経営者の会計に対する意識は具体的にどのようなになっているのであろうか。若干データは古くなるが、2001年12月上旬に日本公認会計士協会近畿会と大阪商工会議所とが共同で、資本金5000万円以上5億円未満で大阪府に本店・本社を有する2,331社にアンケートをして、521社から回答を得た調査の結果が公表されている（日本公認会計士協会近畿会, 大阪商工会議所, 2004）。その分析結果の要約版の一部を以下に紹介する。

「1. 開示に関する意識と実態（問2・問6・問7）」

- ・ 決算書の利用（複数回答）としては、確定申告（482社）・株主総会用（418社）の順で多く、商法で義務づけられている決算公告（158社）をあげた企業が予想外に少なかった。
- ・ 実際の開示状況（複数回答）は、金融機関への決算報告（431社）がもっと多く、続いて株主への事業報告（361社）、株主総会添付資料（280社）の順で、官報への公告（108社）は少なかった。
- ・ 外部開示の必要性も「必要と思わない」（132社25%）「法的に強制されているので」（97社19%）との消極的的回答が、「必要と思う」（212社41%）を上回っている。

以上から、中小会社の計算書類開示制度に係わる所轄官庁や関連団体による啓蒙活動と、開示が実態に応じて積極的に行われていくための開示ルールが見直される必要があると考える。

2. 会計基準適用に関する意識と実態

- ・ 採用している会計基準は、「できるだけ正しい会計基準」との回答が398社（76%）、「税法で認められている基準」の105社を（20%）を大きく上回っている。
- ・ また、新会計基準（連結・キャッシュ・フロー・退職給付・税効果・時価の各会計）を採用しているもしくは検討していると回答した企業が4割から5割を占めている。

以上から会計基準に対する認識度は高いものと考えられ、今後の課題として、①中小会社が認知している公正な会計基準のイメージの具体的な把握、②中小会社が実際に採用している会計基準と本来の会計基準のギャップの調査、③その上で、中小会社が適用すべき会計基準の確立を行う必要があると考える。」（日本公認会計士協会近畿会・中小会社活性化特別委員会, 2004, 1頁。「」内、（）内も原文のまま。以下の3.外部監査に関する意識と実態, 4. 監査費用と所要日数, 5. 統計学的分析結果は省略）

この調査結果について、神戸大学（発表当時）の鈴木助教授と須田教授の2人が、統計的な分析を行っている。2人は、4つの仮説、すなわち「経理費用負担率の小さい会社ほど、新会計基

準の適用と開示に積極的である」「規模の大きい会社ほど、新会計基準の適用と開示に積極的である」「会社年齢の若いほど、新会計基準の適用と開示に積極的である」「株式公開の意向がある会社ほど、新会計基準の適用と開示に積極的である」という仮説を設定して分析を行い（鈴木一水、須田一幸、2004、241-242頁）、次のように結論を出している。

「会社規模と会社年齢の関係は、すべての新会計基準について仮説通りの符号となり、〔中略〕株式公開の係数は、キャッシュ・フロー計算書の作成についてのみ、仮説どおりの符号でかつ五%水準で有意になった。経理費用負担率の係数は仮説と逆の符号になる場合が多い。つまり、中小会社による新会計基準の適用は、会社規模と会社年齢の影響を強く受け、株式公開の意向と経理費用負担率の影響は軽微であると解釈される。ただし、キャッシュ・フロー計算書の作成に関しては、株式公開の意向の有無も大きな影響を与えている。」（鈴木一水、須田一幸、2004、250頁。原文は縦書き）

この分析結果に基づいて、鈴木助教授と須田教授は、次のようなインプリケーションを述べている。

「中小会社の属性により、会計基準の適用と開示姿勢が異なる以上、すべての中小会社に対して画一的な会計基準と開示を求めることは不適切である。会社によっては、その制度で無用な負担を強いられるからである。われわれの調査結果が示唆するのは、①中小会社の売上高と年齢に応じて特定の会計基準を適用する制度、②売上高と株式公開の意向に応じて特定の開示を求める制度が望ましいとうことである。」（鈴木一水、須田一幸、2004、252頁）

4 会計指針と会計基準の意味

中小企業庁の「中小企業の会計」は、個別項目の基本的な考え方を示すにとどめ、実務的な運用に関しては「専門家団体等による今後の検討の深化」に委ねている（中小企業庁、2002、63頁）。前拙稿で述べたように、日税連の「中小会社会計基準」も、会計士協会の「研究報告」も、基本的には「中小企業の会計」を踏襲し、中小会社の特性を考慮して加重負担回避の観点から簡便な処理を認める点では、両者は一致する（西川、2003参照）。

ただし、日税連基準と会計士協会報告とでは、会計基準あるいは会計指針に対する考え方が大きく異なる。考え方の相違を反映して、日税連は「基準」という言葉を用いているのに対し、会計士協会は中小会社の会計指針（ガイドライン）に関しては一切「基準」の語を使用していない。

日税連は、「証券取引法の適用を受けない中小会社に対して、複雑で手数のかかる新会計基準を強制させることは、平成14年の商法等の一部を改正する法律案に係る付帯決議にもあるように、中小会社に過重な負担を強いることになり、結果的に経営を阻害することにもなりかねない」とし、したがって、「中小会社の経営実態を明らかにし、適時・適切な情報開示を行いつつ、資金調達が多様化や取引先の拡大に対応していくための具体的な基準を設定することが必要である」と主張する（日本税理士会連合会、2002、「中小会社会計基準」前文）。つまり、企業会計基準

委員会の会計基準とは別に中小会社の会計基準を設けるといふ、いわゆるダブルスタンダード論の立場である。

これに対し、会計士協会報告は、「中小会社特有の会計基準を別個に設定する必要があるとする前者の考え方は採用されるべきではない」として、「適正な計算書類を作成する上で基礎となる会計基準は、会社の規模に関係なくあくまでも一つであるべき」ことを再三強調している（日本公認会計士協会、2003, 4, 5 頁）。いわゆるシングルスタンダード論の立場であるが、「中小会社の特性を考慮して、その適用方法に簡便法認め」ることにより（日本公認会計士協会、2003, 5 頁）、結果的には、実質的内容は日税連「中小会社会計基準」と大差のないものとなっている。

会計士協会報告では、シングルスタンダード論の根拠として、次のように主張する。

- 「・ 同一の取引及び経済事象の認識及び測定の基本には、会社の規模の違いは反映されるべきものではない。
- ・ 会社の規模によって異なる認識及び測定の基本によって表示された財政状態及び経営成績には、単なる会社の規模の違いだけでなく、基礎的概念の違い（例えば、発生主義対現金主義、時価法対原価法）まで混在しているため、それらを同じレベルの品質及び性質の情報として、企業の実態の把握・分析、企業間比較その他の目的に利用することができない。
- ・ 二つの異なった会計基準が存在することになれば、計算書類の信頼性が失われ、経済社会に混乱を生じさせ、計算書類公開制度の趣旨が損なわれる。」（日本公認会計士協会、2003, 4 頁。（ ）内も原文のまま）

この論拠に対して私見を述べれば、第1点では、会計士協会報告は、何千・何万人もの株主を有する上場大企業と同族経営の中小企業とでは、規模の違いが質の違いにもなっている現実を全く無視している。このような論拠が罷り通るならば、会社法現代化で株式会社を幾つかの類型に分けて規制することに意味がないことにもなりかねないし、合名会社、合資会社、さらには公益法人や地方公共団体にも、同一の会計基準を用いるべきということにもなってしまうだろう。第2点についていえば、売上高が数百億ないし数兆円もある上場大企業と、数千万円の売上高の中小会社とを、「同じレベル」で比較することが、どれだけ現実的な問題となるのか疑問である。また、上場企業の「実態の把握・分析」の面で、新会計基準の導入によって過去の会計処理との断絶が生じ、中長期の時系列比較が困難になったことは問題ではないのだろうか。米国基準や国際会計基準のように、会計方針の変更による影響を過去に遡って表示させるべきではないだろうか。第3点に関しては、シングルスタンダード論に立つならば（小生自身は、マルチスタンダード論者である）、国際的大企業の財務諸表情報が、米国基準、国際会計基準や各国会計基準でそれぞれ異なる数値となることの方が、余程問題であろうし、日本基準と米国基準・国際会計基準との会計情報開示の密度に、上述の点も含めて、大きな差があることを海外から批判されている事態をどのように考えているのだろうか。世界市場という共通の土俵で競争している大会社にこそ、世

界的に統合された会計基準が用いられるべきということになる。このような諸点を不問にして、国際的な会計基準としては、日本基準や米国基準、国際会計基準の複数基準の存在を容認しながら、国内では複数基準を認めないのでは、会計基準に対する会計士協会の姿勢が、それぞれ「ダブルスタンダード」ではないのだろうか。中小会社の会計指針等で具体的な各論部分に大差がないにもかかわらず、総論部分でシングルスタンダード論に固執する会計士協会の意図が理解しかねる。

5 企業会計原則・企業会計基準の法的規範性と権威

会計士協会報告では、上記シングルスタンダード論に立って、「中小会社の会計のあり方を明確にする必要がある場合は、企業会計基準委員会が行うべきものと考えられる」としている（日本公認会計士協会、2003、2頁）。おそらく、企業会計基準委員会が、従来の企業会計審議会に代って、中小会社も含む総ての企業に係わる会計基準を一元的に設定するものと考えていると思われる。しかし、企業会計基準委員会自身が、「当委員会における審議は、主として公開会社および会計監査人による監査を受ける必要のある企業のためのものであり」と明言している（企業会計基準委員会、2003、3頁）。

また、企業会計基準委員会は、法的には会計基準設定としての正統性を有しているとはいいがたい。上場会社を対象とした証券取引法上において、「金融庁が有している会計基準設定権限は、金融庁組織令により、企業会計基準委員会ではなく、企業会計審議会が担っているというのが国の会計基準設定に関する法令上の仕組みである」といわれる（佐藤信彦、2004、19頁）。そして、「企業会計基準委員会による会計基準等に関しては、財規ガイドラインによって個別に『一般に公正妥当と認められる企業会計の基準』であると認める形になっている」に過ぎず（佐藤信彦、2004、20-21頁）、「企業会計基準委員会については、会計基準設定の権限を主張するに十分な規定は存在しないといわざるを得ない」のである（佐藤信彦、2004、21頁）。

証券取引法上で「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」であるところの企業会計原則や企業会計基準が、当然に商法上の「公正ナル会計慣行」であることにはならない。「構成ナル会計慣行」が「企業会計原則」（ないしは「企業会計基準」）を意味するとの見解が会計学者には多いが、商法学者や立法関係者はこの見解を否定する者が多い（たとえば、味村治、1970、1975、田邊明、1970）。「構成ナル会計慣行」の問題がクローズアップされた訴訟例として、日本コッパース事件がある。日本コッパース控訴審判決では（東京高等裁判所、1996。なお、この判決文は『JICPAジャーナル』第8巻第2号（1996年3月）に一審判決と共に収録されている）、証券取引法適用会社ではない企業に関しては、「企業会計原則の拘束力は、否定的にとらえられていると考えられる」のである（佐藤信彦、2004、24頁）。そして、「企業会計基準等が中小会社にも適用されるべきであるかどうかを検討する場合には、現在でも当時と完全に共通する状況にあると考えてよい」（佐藤信彦、2004、24頁）。つまり、株式非公開の中小会社に関しては、企業会計基準は法的規範性が乏

しいといえよう。

法的規範性が乏しくても、社会的な合意が形成されてデファクトスタンダードとして機能し定着していけば、権威が自ずと生じて社会制度としての規範性が強まるだろうが、この点についても、中小会社の会計指針としては、新会計基準の権威・規範性は疑わしい。これまでのところ、企業会計基準委員会が中小会社の会計指針等について積極的に検討をしたという話は寡聞にして知らない。会計士協会の公式見解とは別に、中小企業に直接接している公認会計士の中には、新会計基準の中小会社への適用に批判的であったり、一部の新会計基準の存在意義に疑問を呈している人も少なくない（石井和人，2005，肥沼栄三郎，2005，谷充，2005，西山隆司，2005，吉野昌利，2005 a，吉野昌利，2005 b）。また，日本商工会議所も長期保有有価証券等の会計基準や固定資産の減損会計に批判的である（日本商工会議所，2003 a，b，2003 c）。

6 「中小企業の会計」の統合化への背景と確認事項

既述のように、中小企業庁、日税連、および公認会計士協会の3組織が、中小企業・中小会社の会計の質を向上させるために、それぞれ会計指針・基準を公表したが、それらに対する中小企業経営者の認知度は、現在のところ、あまり高いとはいえない。その理由としては、日本の中小企業経営者には、会計の重要性に対する認識が乏しい人が多く、会計に関心を持つ中小企業経営者は少なかったことや、これらの指針・基準が公表されてからまだ日も浅いことが考えられよう。たとえば、中小企業経営者向けのある情報誌の2004年2月号に、日税連の「中小会社会計基準」が、「ほとんどの会社に関係あるのですが、あまり知られていないようです」との記事がある（親和経済文化研究所，2004，1頁）。同年同月に中小企業庁が行ったアンケート調査によれば、『「中小企業の会計」について何らかのことを知っている企業は32.6%』、「中小会社会計基準を策定していることを知っている 5.7 (%)』、「日本公認会計士協会が指針を出したことを知っている 3.9 (%)』、中小企業・中小会社の会計指針等に関連することについて「いずれも知らない 61.1 (%)』となっている。何らかを知っている32.6%の企業が「中小企業の会計」を知ったきっかけは、「税理士を通じて知った」が44.4%と多く、次いで、「新聞・雑誌等を通じて知った」が29.8%となっている（中小企業庁，2004 f，4頁）。既述のように、中小企業・中小会社の会計指針等の普及に向けて、中小企業庁や中小企業関連団体による種々の取組が行われてきたが、中小企業経営者に直接接する機会の多い税理士の力が大きいことが、上記のアンケート結果からわかる。

しかしながら、日税連によれば、上記3つの会計指針等の併存が「わかりづらいとの指摘」が関与先からあったので、会社法の現代化の中で会計参与制度の導入の実現性が高くなったのを機に、「日税連主導で」中小企業・中小会社の会計指針等の一本化を目指すことになったという（日本税理士会連合会監修，2005 a，7頁）。ところで、会計参与制度の導入については、日税連の森金次郎会長が、次のような経過を述べている。

「会社法制の現代化についての審議を進めていた法務省から、昨年〔2004年〕5月、中小企業の会計の適正性を担保する制度として、会社の内部機関という形での「会計参与」が提案されました。

平成15〔2003〕年に日税連が提言したスキームでは外部機関としての提言だったため、内部機関としての設置を構想する法務省の提案とは異なっていました。計算書類の正確さを期するものとして実効性があり、大筋で一致すると考え、その場で受け入れることを決断しました。」（日本税理士会連合会監修，2005b，19頁。〔 〕内は引用者＝西川が挿入）。

さて、『旬刊速報税理』の記事によれば、「中小企業の会計」の統合に向けた検討委員会では、「『改めて会計基準が1つか否かの議論（いわゆるダブルスタンダード論）をすることはしない』ことを確認。基準という言葉は一切使わず、『中小企業の会計に関する指針』という表現にした。中小会社ではなく中小企業としたのは、個人事業者でも法人化を検討する際にはこの指針に倣ってもらいたいとの趣旨から。」という（日本税理士会連合会監修，2005c，6頁。（ ）内も原文のまま）。

検討委員会には、会計士協会の藤沼亜起会長、森金次郎日税連会長、日本商工会議所の篠原徹常務理事、企業会計基準委員会の斎藤静樹委員長の4組織の代表と、一橋大学の安藤英義教授（委員長）、筑波大学の弥永真生教授の6人が委員となり、法務省民事局参事官、金融庁総務企画局企業開示参事官、および中小企業庁事業環境部財務課長がオブザーバーとして加わっている。検討委員会では、統合化に当たっての確認事項として、次の5点を公表している。(1) 会計の指針の統合化であり、中小企業会計基準の設定ではないこと、(2) 統合化された指針に明記されない重要性のある会計事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を参考にすること、(3) 会計参与の非設置会社にも指針の適用が期待されること、(4) 指針は、各団体所定の手続きを経た上で、各団体の公表したものに取って代わること、および(5) 本年＝2005年6月公表を目的にすることの5点である（日本公認会計士協会他，2005，2-3頁）。

おわりに

これまでみてきたように、上場大企業を主たる対象に考えられた新会計基準を中小会社に画一的に適用することが不適切であるということ自体は、大方の関係者が認めるところであろう。問題は、中小会社のための具体的な会計指針・基準をどのように形成するかということであろう。

この点に関して、『旬刊速報税理』インタビュー記事で紹介されている、統合化に向けた検討委員会の委員である弥永真生教授の言葉に我が意を得たりの思いを感じたので、以下に、その記事の大部分を紹介する。長い引用となるが、研究ノートということで許容されたい。

「商法でいう“公正ナル会計慣行”は『一つとは限らないのでは』と、ソフトな語り口で自説を唱える筑波大学大学院教授の弥永真生氏。〔中略〕

有価証券報告書の提出義務がある会社が適用するような、将来予測に基づく精緻な見積もりを必要とする新会計基準にならうことも『もちろん一つの慣行でしょう。が、他にもある

のではないか]

利害関係者に有用な情報を提供することを前提としながら、コストや手間という点で『中小会社にとって過剰な負担にならないような会計を模索する必要がある。時には見積もりでなく、現時点の堅実な情報がかえって有用なこともあるでしょう』。結果として、複数の会計処理を認めることになっても、『(それらが) 等しく公正ということは商法の解釈論としてもあり得るのです』と語る。[中略]

とはいえ、三つの基準等を比較検討してみると、『具体的な適用面において差はないんですよね』と微笑む。違うのは『フィロソフィー (哲学) の部分。会計に対する考え方が何となくそれぞれ違うようですね』—さしずめ各論賛成・総論反対といったところか。すりあわせが必要なのは『このような総論部分』、『あるいは指針に盛り込まれない論点についても、もしかすると論争になるかも知れません』と議論の行方を予想する。[中略]

指針を示すことによって、『広く受け入れられればそれが慣行になり、裁判所の判断が加われば法的根拠がさらに肉付けされ』、やがては揺るぎない社会の公器となっていく。

『複数の会計慣行があり得るということ——このことをハッキリさせることになると思います』と、検討の眼目を見定める。(日本税理士会連合会監修, 2005 d, 1頁)

蛇足を加えれば、先に紹介した鈴木・須田論文が示すように、中小会社の規模と属性により、会計基準の適用と開示姿勢が異なる。また、金融機関等の利害関係者の情報ニーズも、同族経営で閉鎖的な小会社に対するものと、株式公開を予定している中会社に対するものとは異なるであろう。したがって、公開大企業向けの新会計基準とは別に中小企業の会計指針・基準を制度化するにしても、総ての中小会社に対して等しく、同一の会計基準の適用および会計情報開示を求めることは不適切であると考えられる。しかしながら、規模や属性であまりに細かく類型分けした基準・指針を設ければ、情報の精度は増すにしても制度としての安定性を欠くことになろう。株式公開を予定しない小会社に対する最低限のものを「中小企業の会計基準」として設定し、株式公開を目指す中小会社には、各会計処理にごとに大企業向けの会計基準と中小企業の向けの基準との選択適用を可能にすると方法も考えられよう。

おそらく、本誌・『商経論叢』に拙ノートが掲載される頃には、統合化された中小企業会計指針が公表されているであろう。いずれにしても、その中小企業会計指針が、中小会社の会計の質の向上に寄与し、利害関係者の情報ニーズを満たし、かつ中小会社の経営活動に資するものとなって、定着・発展していくことを望む。(2005年5月31日脱稿)

【参考文献・資料】

味村治 (1970) 「『商法改正案要綱』について」『企業会計』第22巻第4号 (1970年4月)

味村治 (1975) 「継続性の原則の現実」『鈴木竹雄先生古希記念・現代商法学の課題 (中)』有斐閣

石井和人 (2005) 「税効果は逆効果?」『桜友ジャーナル創立三十周年記念号』公認会計士桜友共同事務所 (2005年2月, 初出:平成15年3月147号)

企業会計基準委員会 (2003) 「有価証券の時価評価・強制評価減及び固定資産の減損会計の適用に関する緊

- 急検討の審議結果について」(平成15年6月13日) http://www.jicpa.or.jp/technical_topics_reports/300/300-20030509.html
- 金融庁(2003)「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム-中小・地域金融機関の不良債権問題の解決に向けた中小企業金融の再生と持続可能性(サステナビリティ)の確保-」(平成15年3月28日) <http://www.fsa.go.jp/news/newsj/14/ginkou/f-20030328-2/01.pdf>
- 金融庁(2004)「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラムの進捗状況について(平成15年度~16年度上半期)」(平成16年12月27日) <http://www.fsa.go.jp/news/newsj/16/ginkou/f-20041227-2.html>
- 肥沼栄三郎(2005)「繰延税金資産の回収可能性の判断について」『桜友ジャーナル創立三十周年記念号』公認会計士桜友共同事務所(2005年2月, 初出:平成15年7月149号)
- 佐藤信彦(2004)「会計基準の権威」『会計』第165巻第2号(2004年2月)
- 親和経済文化研究所(2004)「中小会社会計基準をご存知ですか?」『経済月報R&I』(2004年2月号) http://www.skbk.co.jp/randi_item/images/pdf/KJ0402.pdf
- 鈴木一水, 須田一幸(2004)「中小会社の会計と開示~アンケート調査の分析結果~」『会計』第165巻第2号(2004年2月)
- 田邊明(1970)「商法の一部を改正する法律要綱案について」『商事法務』第517号(1970年3月)
- 谷充(2005)「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書に思う」『桜友ジャーナル創立三十周年記念号』公認会計士桜友共同事務所(2005年2月, 初出:平成15年11月151号)
- 中小企業政策審議会企業制度部会(2003)「中小企業の会計の質の向上に向けた具体的取り組みに関する報告書」(平成15年11月) http://www.chusho.meti.go.jp/shingikai/download/031209_kaikei_houkoku.pdf
- 中小企業政策審議会企業制度部会(2005)「中小企業の会計の質の向上に向けた推進計画」(平成17年4月) http://www.chusho.meti.go.jp/shingikai/download/031209_kaikei_houkoku.pdf
- 中小企業庁(2002)「中小企業の会計に関する研究会報告書」 <http://www.meti.go.jp/kohosys/press/0002888/>
- 中小企業庁(2003a)「中小企業金融の現状」(平成15年5月) http://www.chusho.meti.go.jp/shingikai/download/030509_kinyuu_2-1.pdf
- 中小企業庁(2003b)「地域中小企業金融ヒアリング調査」(平成15年10月) http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/031008_kinyu_chousa.html
- 中小企業庁(2004b)「IASBプレスリリース」(2004年6月24日) http://www.chusho.meti.go.jp/shingikai/041020_kigyoubukai.html
- 中小企業庁(2004c)「SME用のIASB基準に関するコメント~中小企業庁財務課長名で提出したコメントの邦訳~」(2004年9月24日) http://www.chusho.meti.go.jp/shingikai/041020_kigyoubukai.html
- 中小企業庁(2004d)「「中小企業の会計」の普及についてのこれまでの取り組みと今後の課題について」(平成16年11月) http://www.chusho.meti.go.jp/shingikai/download/041108_4-2.pdf
- 中小企業庁(2004e)「「中小企業の会計」~その整備と普及に向けて~」(平成16年11月) http://www.chusho.meti.go.jp/shingikai/download/041108_4-1.pdf
- 中小企業庁(2004f)「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査結果」(平成16年11月) http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/1101_kaikei.pdf
- 中小企業庁(2004g)「中小企業の観点からの会社法制の現代化のありかたについて」(平成16年11月) http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/1101_kaikei.pdf
- 中小企業庁(2005)「「中小企業の会計」統合に向けた検討委員会」の設置について」(平成17年3月23日) <http://www.chusho.meti.go.jp/zeisei/170323.jtml>
- 東京高等裁判所(1996)「日本コッパース事件控訴審判決」『東京高等裁判所判決時報』第1552号(1996年

3月)

- 西川登 (2003) 「非公開中小のための会計基準のあり方～中小企業庁・日税連・会計士協会の考え方の比較検討～」『商経論叢』第39巻第2号 (2003年11月)
- 西川登 (2004) 「会計基準の権威と中小企業の会計」『東京地方税理士界』第554号 (2004年6月)
- 西山隆司 (2005) 「新金融商品会計の問題点」『桜友ジャーナル創立三十周年記念号』公認会計士桜友共同事務所 (2005年2月, 初出:平成15年7月149号)
- 日本公認会計士協会 (2003) 「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」(会計制度委員会研究報告第8号, 2003年6月2日) http://www.jicpa.or.jp/technical_topics_reports/001/001-20030602.html
- 日本公認会計士協会 (2004 a) 「中小企業金融円滑化のための施策に向けての提言 (中間報告)」(経営研究調査会研究報告第21号, 平成16年2月16日1) http://www.jicpa.or.jp/technical_topics_reports/101/101-20040216-01.html
- 日本公認会計士協会 (2004 b) 「企業の総合力評価チェックリスト」(経営研究調査会研究報告第21号, 別紙1, 平成16年2月16日1) http://www.jicpa.or.jp/technical_topics_reports/101/101-20040216-01.html
- 日本公認会計士協会 (2004 c) 「財務諸表の様式及び記載内容のチェックリスト」(経営研究調査会研究報告第21号, 別紙2, 平成16年2月16日1) http://www.jicpa.or.jp/technical_topics_reports/101/101-20040216-01.html
- 日本公認会計士協会, 日本税理士会連合会, 日本商工会議所, 企業会計基準委員会 (2005) 「Press Release: 「中小企業の会計」の統合に向けた検討委員会」の設置について」(平成17年3月23日) http://www.chusho.meti.go.jp/zeisei/download/050323_kaikei.pdf
- 日本公認会計士協会近畿会, 大阪商工会議所 (2004) 「中小会社会計等に関する実態調査アンケート結果」(大阪商工会議所, 平成14年5月) http://www.osaka.cci.or.jp/Chousa_Kenkyuu_Iken/Sonota/kaikei_1405/
- 日本公認会計士協会近畿会・中小会社活性化特別委員会 (2004) 「中小会社の会計及び監査に関する意識について (中間報告): 中小会社会計等に関する実態調査分析結果 (要約版)」 http://www.osaka.cci.or.jp/Chousa_Kenkyuu_Iken/Sonota/kaikei_1405/siryou3.pdf
- 日本商工会議所 (2003 a) 「長期保有有価証券等の会計基準の変更にに関する意見」(平成15年5月30日) http://www.jcci.or.jp/nisshyo/iken/030530_kaikei-jikahyouka-kenkai.html
- 日本商工会議所 (2003 b) 「長期保有有価証券等の会計基準に関する要望」(平成15年5月30日) http://www.jcci.or.jp/iken/030530_kaikei-jikahyouka.html
- 日本商工会議所 (2003 c) 「固定資産の減損会計に関する要望」(平成15年5月30日) http://www.jcci.or.jp/nisshyo/iken/030903_gensonkaikei.html
- 日本商工会議所 (2003 d) 「会社法の現代化に関する要項試案」に対する意見」(平成15年5月30日) http://www.jcci.or.jp/iken/031120_kaishahou.html
- 日本税理士会連合会 (2002) 「中小会社会計基準の設定について」(平成14年12月19日) <http://www.nichizeiren.or.jp/taxplayer/chusyo.html>
- 日本税理士会連合会 (2003) 「中小会社会計基準適用に関するチェックリスト」(平成15年3月) <http://www.nichizeiren.or.jp/taxplayer/pdf/check.pdf>
- 日本税理士会連合会 (2004) 「「中小会社会計基準」の普及への取組みについて」(平成16年11月1日) http://www.chusho.meti.go.jp/shingikai/download/041108_6-1.pdf
- 日本税理士会連合会 (2005) 「「中小会社会計基準適用に関するチェックリスト」を活用した無担保金融商品」(平成17年3月7日現在) <http://www.nichizeiren.or.jp/taxplayer/chusyo.html>
- 日本税理士会連合会監修 (2004) 「会社法の改正で会計参与の導入が現実化」『旬刊速報経理』第23巻第19号 (2004年7月1日)
- 日本税理士会連合会監修 (2005 a) 「会計参与向けの中小会計基準一本化へ始動」『旬刊速報経理』第24巻

第3号 (2005年1月21日)

日本税理士会連合会監修 (2005 b) 「税理士法改正, 会館建設, 商法改正を経て, 今, 会計参与制度の創設に全力を注ぐ: 日本税理士会連合会会長森金次郎税理士に聞く」『旬刊速報経理』第24巻第10号 (2005年4月1日)

日本税理士会連合会監修 (2005 c) 「6月にも公表の中小企業会計指針は即適用」『旬刊速報経理』第24巻第11号 (2005年4月11日)

日本税理士会連合会監修 (2005 d) 「句を聞く「構成ナル会計慣行」は一つとは限らない: 「[中小企業の会計]の統合に向けた検討委員会」委員・筑波大学大学院教授弥永真生氏に聞く」『旬刊速報経理』第24巻第12号 (2005年4月21日)

森金次郎「年頭所感国民・納税者の信頼に応え得る税理士制度を確立」『旬刊速報経理』第24巻第1号 (2005年1月1日)

山形健介 (2005) 「経営の視点: 中小会社の会計整備」『日本経済新聞』(2005年5月9日)

吉野昌年 (2005 a) 「挟み撃ち」『桜友ジャーナル創立三十周年記念号』公認会計士桜友共同事務所 (2005年2月, 初出: 平成13年3月135号)

吉野昌年 (2005 b) 「時価考」『桜友ジャーナル創立三十周年記念号』公認会計士桜友共同事務所 (2005年2月, 初出: 平成14年7月143号)

【付記】

本校脱稿後, 公開草案「中小企業の会計に関する指針 (案)」が, 日本公認会計士協会, 日本税理士会連合会, 日本商工会議所, および企業会計基準委員会の4者の連名で平成17年6月13日に公表された。この公開草案の概要及び本文は, 各組織それぞれのホームページから入手できる (日本公認会計士協会 <http://www.jicpa.or.jp/>, 日本税理士会連合会 <http://www.nichizeiren.or.jp/>, 日本商工会議所 <http://www.jcci.or.jp/>, 企業会計基準委員会 <http://www.asb.or.jp/>)。